長野県北安曇郡白馬村大字神城
字山稗田　一二四二二番　一号
一二四一五番　三号及び四号
字シラカンバ　一三三〇一番一　二号
字堂ノ原　一三二九一番一　五号
一三二九三番ニ　六号
一三二九五番口　七号
一三二九五番一一　八号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栃沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県大町市八坂
字墓ノ上　一六二四九番
字ウラ　一六二五〇番一
字中ノ沢口　一六三八八番口
字向ノ谷　一六三九九番
字浦沢日向　一六四〇〇番
一六四〇一番
一六四〇二番イ
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長野県大町市八坂
字金山坂　一六二七五番一　一号
一六二七六番　五号及び八号
字浦沢日向　一六四〇二番イ　二号
字金山　一六四〇三番イ　三号及び六号
一六四〇三番八　四号
字水附　一六四〇四番イ　七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
千草川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号二五に掲げる土地の区域を除く。）
長野県東筑摩郡麻績村日
字水尻　九二六番一　一号
字下原　九一四番二　二号
九〇八番一　三号
字土筆木　九〇一番　四号
字ヘホウ沢　五一一番　五号
五一〇番一　六号
五〇一番一　七号
四九九番　八号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蓮井沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県茅野市北山
字蓮イ沢　三六八六番二一　一号
三六八六番一九　二号から七号まで及び九号
三六八六番一一　八号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
境の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下伊那郡松川町生田
一一五四番一　一号及び二号
一一五三番　三号及び四号
一一四九番一　五号
一一六〇番六　六号
一一六〇番三　七号
一一六〇番四　八号
一一六一番二　九号
一一五六番三　十号
一一五五番一　十一号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
袈裟ヶ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県下伊那郡高森町大島山
九四番
九五番一及び九五番二
九六番一から九六番四まで
一〇〇番一
一〇一番一
一〇四番
七五二番一
七六三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長野県下伊那郡高森町大島山
一〇〇番三　一号
九六番一　二号
一〇一番一　三号
一〇一番三　四号

○国土交通省告示第三百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
慈恩寺B谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県桜井市慈恩寺
六九六番　一号
六九〇番一　二号から七号まで
六八三番　八号から十号まで
六八九番　十一号及び十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鹿野園C沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十七年国土交通省告示第九百六十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県奈良市白毫寺町
一二七三番　一号
九七七番一七　二号
九七七番一四　三号
九七八番九　四号
九七八番六　五号
一二六七番　六号
一二六五番　七号
一二七二番七　八号
一二七二番九　九号

○国土交通省告示第三百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南谷南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市高松町
字福岡　八九六番四　一号及び二号
八九六番二　三号
八九六番一〇　八号
字大桜　九二六番五　四号
九二六番一六　五号
九二七番九　六号
九二七番八　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾合谷下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第五百十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
香川県観音寺市大野原町田野々
字尾合谷　二〇番四　一号及び十六号
乙五六七番一　二号から五号まで
乙五六九番一　六号及び七号
乙五五〇番　八号及び十二号から十四号まで
乙五四五番一　九号
乙五四五番二　十号
乙五七四番二　十一号
二〇番一　十五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
当浜北川②
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域